

～ アレルギー対応食を申請される方へ ～

弘前市教育委員会学務健康課

令和8年度第2回学校給食食物アレルギー対応食提供の申請について（ご案内）

弘前市では、食物アレルギーをもつお子様に対し、学校給食において対応食の提供を実施しております。

今年度第2回目となります申請受付を下記のとおり実施しますので、希望される方は申請書等を学校へ提出してください。既に食物アレルギー対応食の提供を受けている方で、追加の対応食を希望する場合についても改めて手続きが必要となります。

また、申請後は面談を実施し、お子様の食物アレルギーの状況についてお聞きしますので、申請書と併せて面談希望日時についても別紙「面談日程希望調査票」によりご提出くださるようお願いいたします。

記

1 提出書類

(1) 食物アレルギー対応食提供事業実施申請書

(2) 食物アレルギー調査票（「様式1」及び「様式2」）

(3) 学校生活管理指導表（写）又はそれに準ずる医師の診断書（写）

※ 既に学校に提出済みの場合（概ね半年以内の日付のもの）は、それに代えても構いません。（医療機関で新たに取得する必要はありません。この場合は、申請書にメモ等を添付してお知らせください。）

(4) 面談日程希望調査票

2 弘前市で対応しているアレルゲンについて

当市では、以下の16種類のアレルゲンに対応しています。下記以外の食物アレルギーがある場合は、ご家庭から代わりの副食の持参するか、各自で除去する等の対応となります。

また、牛乳（飲料用）の代替は実施しませんので、飲料についてはお茶を持参する等の対応をお願いいたします。この場合は、学校へ相談してください。

なお、当市の給食では、そば、ピーナッツ、くるみ、アーモンド、魚卵（たらこ）、キウイフルーツを使用しません。

①卵 ②乳 ③小麦 ④甲殻類（えび・かに） ⑤長いも・やまいも ⑥さといも
⑦もも ⑧いか ⑨たこ ⑩いんげん ⑪おくら ⑫魚（全般・練り物） ⑬マンゴー
⑭パイナップル ⑮トマト ⑯ごま

3 面談について

申請書類を受付後、順次日程調整のご連絡をさせていただきます。

面談会場：弘前市役所 岩木庁舎（弘前市大字賀田1-1-1）

4 提出締切 令和8年9月11日（金）厳守

5 提出先 在籍の学校

6 その他

(1) 対応食の提供が決定した場合、12月から開始となります。それまでは、ご家庭から代わりの副食を持参又は各自で除去する等の対応をお願いします。

(2) 申請書等の様式は市ホームページにも掲載していますので、ダウンロード及び印刷が可能な場合はご利用ください。

担当：学務健康課保健給食係
電話：82-1835

裏面へ続く

申請から提供開始までの流れ（令和8年度第2回受付）

申請

次の書類を学校へ提出してください。

- ① 弘前市学校給食食物アレルギー対応食提供事業実施申請書
- ② 食物アレルギー調査票（様式1、様式2）
- ③ 学校生活管理指導表(写) 又はそれに準ずる医師の診断書(写)
- ④ 面談日程希望調査票

※ ③の学校生活管理指導表については、医師の検査を受け、医師が証明したもの。
既に学校に提出済みの場合（概ね半年以内の日付のもの）提出不要です。既に提出済みである旨のメモ等を申請書に添付してください。

※ 申請の受付は、4月、9月、1月の年3回実施します。

第2回申請 保護者締切：令和8年9月11日（金）

学務健康課締切：令和8年9月18日（金）

保護者面談

10月上旬（保護者へ個別に電話でご連絡します。）

申請書類に基づき担当栄養士等が保護者と面談を行い、児童生徒の詳細な食物アレルギー症状について確認します。

会場：弘前市役所岩木庁舎（弘前市賀田一丁目1-1）

審査会（医師による指導・助言）

11月上旬

アレルギー専門医の指導・助言に基づき、対応食提供の可否を総合的に判断します。

対応食提供の決定（決定通知書の送付）、学校へ説明（情報共有）

11月中旬～

対応食提供の可否を最終決定し、保護者及び在学校へ通知書を送付します。

献立表の送付

11月下旬

12月に対応食の提供がある場合は、献立表を学校を通じて各家庭に送付します。

提供の開始

12月～

以降、対応食の提供がある月は、前月下旬に献立表を送付します。
毎年度1回（1月）、対応食の継続に係る申請書を提出していただきます。
書類は学校を経由して送付します。